

# 社会福祉法人共生 役員及び評議員等 報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生定款第8条並びに第21条の規定により、役員及び評議員等の報酬等について定めたものである。

## (報酬の支給)

第2条 役員及び評議員には報酬を支給する。

- 2 役員に支給する報酬の総額は2,000,000円以内とし、これを超えて支給することはできない。
- 3 役員に支給する報酬は勤務形態に応じ別表1役員に支給する報酬のとおりとする。
- 4 評議員に支給する報酬は勤務形態に応じ別表2評議員に支給する報酬のとおりとする。
- 5 報酬の計算期間に満たない場合は別表3支給割合に定める割合を乗じた額を支給する。

## (報酬の計算期間)

第3条 報酬の計算期間は毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

## (報酬の支給月)

第4条 報酬の支給は特に指定のないものは毎年度の最終月の3月に行う。

## (費用弁償)

第5条 役員及び評議員には費用弁償を支給する。ただし、定期的に勤務する理事長、業務執行理事には支給しない。

- 2 費用弁償は、理事会・評議員会・監査等に出席した場合に支給する。
- 3 第2項のほか、理事長の要請により業務の運営の相談等で出勤した場合に支給する。
- 4 支給する費用弁償は別表4費用弁償の額のとおりとする。

## (費用弁償)

第6条 評議員選任・解任委員には費用弁償を支給する。

- 2 支給する費用弁償は別表5費用弁償の額とする。

## (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

## 附 則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。
2. 平成24年5月26日より施行の社会福祉法人共生役員及び評議員報酬規程は廃止する。

別表1 役員に支給する報酬

役 職	勤 務 形 態 等		報 酬 額
理事長	非常勤	・ 1週間8時間以上定期的に勤務 ただし、勤務予定日が職員の休日に当たる場合は勤務しない。 ・ 理事会、評議員会、監査等に出席 ・ その他必要に応じて勤務する。 (月 90,000 円×12 ヶ月の毎月支給)	年 1,080,000円
理 事	非常勤	・ 理事会に出席、理事長の要請により 評議員会等に出席	年 40,000円
業務執行理事	常 勤	・ 理事会、評議員会、監査等に出席	0円
監 事	非常勤	・ 理事会、評議員会、監査等に出席	年 50,000円
理 事 監 事	非常勤	・ 理事長の要請により業務の運営に 関する相談等で出勤した場合、 上記の他にその都度支給する。	1回 3,000円

別表2 評議員に支給する報酬

役 職	勤 務 形 態 等		報 酬 額
評議員	非常勤	・ 評議員会に出席	年 30,000円
		・ 理事長の要請により業務の運営に 関する相談等で出勤した場合、 上記の他にその都度支給する。	1回 3,000円

別表3 支給割合

報酬の計算期間中の在任期間		支 給 割 合
10ヶ月以上	12ヶ月	4/4
7ヶ月以上	10ヶ月未満	3/4
4ヶ月以上	7ヶ月未満	2/4
1ヶ月以上	4ヶ月未満	1/4

別表4 役員及び評議員に支給する費用弁償の額

別表1・2により勤務した場合その都度支給 (鶴岡市在住)	1回	2,000円
〃 (鶴岡市以外)	1回	3,000円
〃 (業務執行理事)		0円

別表5 評議員選任・解任委員に支給する費用弁償の額

評議員選任・解任委員会に出席の都度支給 (鶴岡市在住)	1回	2,000円
〃 (鶴岡市以外)	1回	3,000円